

三重県の職員採用における国籍要件復活の検討方針を撤回し、
県民に対するアンケート集計の中止及び結果を公開しないことを求める声明

2026年2月16日

在日コリアン弁護士協会
代表 弁護士 金 奉 植

一見勝之三重県知事は、2025年12月25日、定例記者会見において、外国籍の県職員によって秘匿性の高い情報が他国に流出することに懸念を示し、早ければ2026年度から県職員採用に国籍要件を復活させ、公権力の行使に関わらない業務であっても外国人の採用を取りやめる方向で検討を始めたと明らかにした。そして、例年県民に対して実施している「みえ県民1万人アンケート」において、外国籍職員の採用継続の是非につき県民の意見を問う方針を明らかにした。しかしながら、三重県の上記方針については、人権保障の観点から重大な問題がある。

地方自治体における外国籍職員の採用に関しては、1953年の内閣法制局による「公務員に関する当然の法理」を根拠に制限されてきた歴史があるが、1970年代以降は国籍要件を撤廃する地方自治体が増加した。そして、三重県においても、1999年、三重県でも県職員の多くの職種で国籍要件を撤廃し、現在は49職種のうち44職種で国籍要件が廃止されている。

我々在日コリアン弁護士協会は、在日コリアンをはじめとするマイノリティの権利擁護を目的として設立された在日コリアンの弁護士を構成員とする団体である。在日コリアンは日本の敗戦後、日本の朝鮮半島に対する侵略と併合により日本における生活を余儀なくされた存在であるにもかかわらず、サンフランシスコ講和条約の発効に伴う法務府民事局長通達により日本国籍を剥奪され、日本への在留権すら不安定な「外国人」として戦後を歩むことになった。その厳しい制度的、社会的差別の中でも、在日コリアン当事者とその人権保障を求める日本国民との不断努力により外国籍住民に対する公務就任権の保障は徐々に拡大されてきた。このことは、日本が、自由権規約、社会権規約、人種差別撤廃条約、難民条約等、人種等によるあらゆる差別を禁止する国際人権諸条約を批准してきた流れにも沿うものであり、三重県の上記方針は、この流れに明らかに逆行している。

また、日本には2025年6月末時点で395万人を超える外国籍者が定住していることからすると、外国籍者が公務を担うことは、多様な住民の実情に即

した行政サービスを実現し、多民族・多文化共生社会の実現に資するという点でも重要な意義を有する。特に、三重県は、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（2025年1月1日現在）」によると、県内総人口に占める外国人の割合が大きく全国第4位（3.87%）であり、津市、四日市市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、伊賀市の各市長が外国籍職員の採用継続を表明していることも、このような実情に即したものである。

そもそも県職員には、国籍にかかわらず、地方公務員法及び個人情報保護法、刑法等によって守秘義務が課せられており、違反した場合には刑事責任を含む厳格な責任が問われる。情報漏洩の危険性は国籍にかかわらずあり得ることであり、県職員の国籍と情報漏洩のリスクとを一方向的に結びつけることに、合理性は認められない。なお、一見知事が懸念する外国籍の県職員による情報漏洩の事実はこれまで確認されていない。

したがって、地方公共団体が、外国籍者を国籍のみを理由として一律に除外することは、不合理な差別的取り扱いを禁止した憲法14条1項及び職業選択の自由を保障する憲法22条1項に反し許されない。

また、三重県の「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」（令和4年5月19日公布・施行）は、「県行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立つて取り組むとともに、不当な差別その他の人権問題を解消するための取組をはじめとする人権施策」の推進を県の責務としており（同条例第5条）、同条例において不当な差別の対象となる属性には「国籍」が含まれている（同条例第2条第1号）。したがって、一見知事の上記方針は上記条例にも違反するものである。

くわえて、三重県は、外国籍職員の採用の是非につき、有権者名簿に記載された日本国籍の県民のみを対象としてアンケートを2026年1月26日から2月16日にかけて実施しているが、これは、外国籍者の意見が全く表示される余地がない方法でマイノリティの人権制約について多数決原理を採用するに等しく、人権保障の観点から重大な問題がある。また、三重県が、外国籍職員により「公務員の守秘義務に抵触する事案が発生することが懸念」される（みえ県民一人アンケート問16より）との一見知事の偏見を前提としてアンケートを実施すること自体、外国籍住民に対する偏見や差別を助長するものである。実際に三重県の上記方針が示された後、当該方針に関し、インターネット上では外国籍者を敵視する者による多くの差別的な発信、ヘイトスピーチがなされている状況を直視するべきである。

よって、上記のとおり地方公共団体が、外国籍者を国籍のみを理由として職員採用から一律に除外することは憲法に違反するため、我々在日コリアン弁護士協会は、三重県が職員採用における国籍要件の復活を検討する方針に強く抗議し、その方針の撤回を求めるとともに、現在日本国籍の県民を対象として実施されている外国籍職員の採用継続の是非につき意見を問うアンケートについては集計を中止し、結果についても公開しないことを求める。

以 上